平成２２年（フ）第２６８号
千葉県市原市鶴舞1054番地37
債務者　渡辺　　正
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３４３号
千葉県船橋市若松２丁目４番９棟205号
債務者　相原　清猛
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７０号
千葉市花見川区柏井４丁目50番４号　ソレイユ鷹の台Ｃ棟303号
債務者　難波　秀由
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７２号
千葉市中央区都町１丁目40番12号　ミレニアムハイツ201号
債務者　廣瀬ひとみ（旧姓萱野）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８１号
千葉県習志野市東習志野８丁目30番１―604号
債務者　佐藤　裕孝
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９７号
千葉市若葉区西都賀３丁目22番16号　三山コーポ202号
債務者　齊藤　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１６号
千葉県八千代市大和田新田425番地２　グラン・ドムール八千代台302号
債務者　田井　誠一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４７号
千葉県船橋市大穴南２丁目24番18号
債務者　宮下あゆみ（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５７号
千葉市花見川区南花園１丁目44番１―201号
債務者　宮下　誠司（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８１号
千葉県船橋市咲が丘４丁目25番５号　浅田荘205号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９０号
千葉県市川市末広１丁目７番10号サンコーハイツ102号
債務者　木村　美穂
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４９号
千葉県船橋市夏見台１丁目８番７号　Ｓ・グレイスＡ―102号
債務者　中嶋真由美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９１９号
名古屋市千種区自由ケ丘３丁目１番９―401号はざま荘
債務者　庄司　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
兵庫県丹波市柏原町小南83番地１　シティハイムＭＩＲＡＩ　202号
債務者　後藤　浩也
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
兵庫県丹波市氷上町南油良773番地１
債務者　河野　宏幸
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１０１３号
熊本市坪井４丁目18番22号　グレースコート坪井206
債務者　谷口あけみ（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口2266番地小諏訪原住宅１号棟104
債務者　東　めぐみ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係